安心会計ニュース

発 行 者 税理士法人橋本会計 電話(03)5442-2631

2023年1月10日発行

令和5年度税制改正大綱

令和4年12月16日に令和5年度の与党税制改正大綱(税制改正案)が発表されました。目玉となる改正点としては「資産所得倍増プラン」の実現に向け貯蓄から投資への流れを後押しするため、少額投資非課税制度(NISA)の抜本的拡充・恒久化を予定しています。その他には、所得30億円超の富裕層への課税強化(令和7年)、相続時精算課税年110万円まで申告不要、生前贈与の相続税加算期間3年から7年に、エコカー減税令和5年末まで現行制度据え置き後段階的に基準引き上げといった項目がありますが、全体的に大きな変更は無い印象です。

《新 NISA 概要》

項目	現行		改正後	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
年間上限額	40万円	120万円	120万円	240万円
生涯投資枠	800万円	600万円	1,800万円(成長投資枠1,200万円)	
投資期間	20年間	5年間	無期限	
対象商品	投資信託	上場株式・投資信託	投資信託	上場株式・投資信託
期間	2042年まで	2023年まで	2024年1月以降	
対象年齢	18歳以上		18歳以上	

退職金積立による節税提案のご案内(法人のみ)

2019年の改正により法人生命保険の損金計上に制限がかかり、それまでのような生命保険加入による節税が難しい状況となりました。そんな中、今回企業年金基金を利用した退職金積立についてご案内いたします。毎月、1,000円から給与の20%(100万円限度)まで掛金を拠出することができ、退職時、休職・育児介護休業時に受け取り可能です。加入に際しては、対象者全員に説明会を開く必要がありますが、結果的に役員のみの加入でも可能です。詳細についてはまたご案内いたします。

歯科会計®

令和5年度税制改正(贈与税)

2023 年度 (令和 5 年度) の税制改正大綱の中で、贈与税関係については以下のとおりです。

	適用開始時期・期限	
相続開始前に贈与があった場 3年以内は少額でも全ての贈与財産を相続財産に加算。		令和6年1月1日以降の贈与
合の相続税の課税価格への加	4年~7年部分は合計 100 万円を超える贈与財産を加算。	
算期間を3年から7年に延長	<加算金額>	
	= 3 年内贈与 + (4 ~ 7 年内贈与合計 – 100 万円)	
相続時精算課税制度の利便性	目続時精算課税制度の利便性 現行、精算課税制度を利用した贈与は合計 2500 万円まで贈	
向上(基礎控除の導入)	(基礎控除の導入) 与時非課税(相続時には相続財産に加算)。	
	2500 万円を超えた部分の贈与は贈与税の申告と納付(税率	
	20%)が必要であったが、課税価格から毎年 110 万円の控	
	除ができるようになるとともに、 年間 110 万円までの贈与に	
	ついては申告が不要に。	
	さらに、年間 110 万円までの贈与は相続時に相続財産に加算	
	対象外となる可能性。	
教育資金の一括贈与制度の期	令和8年3月31日まで3年間延長。	令和8年3月31日まで
限延長		
	現行、贈与者死亡時の教育資金未使用分は	令和5年4月1日以降の相続
	・23 歳未満	
	・学校等に在学している	
	・教育訓練を受けている	
	に該当する場合は、相続税の課税対象から除外。	
	改正→相続財産の課税価格が 5 億円を超える場合は、上記が	
	不適用となり、未使用分は相続財産に加算。	
結婚子育て資金の一括贈与制	令和7年3月31日まで2年間延長	令和7年3月31日まで
度の期限延長		

この他、今回の改正事項ではないですが、マンションの相続税評価額が市場での売買価格と大きく乖離しているケースについて、その評価方法について適正化を今後検討していくとの内容が明記されていました。タワマン節税の裁判判例でも話題になった部分ですので、今後の改正に注意が必要です。

医療承継

相続開始前贈与の加算期間の延長(改正)

相続、遺贈等によって財産を取得した人が、被相続人からその相続開始前 3 年以内(死亡の日からさかのぼって 3 年前の日から死亡の日までの間)に暦年贈与によって取得した財産がある場合には、相続税の課税価格に贈与を受けた財産の贈与時の価額が加算されます。今回の税制改正大綱において、その加算期間が 3 年から 7 年に延長される内容で改正が予定されています。

<3 年以内の生前贈与加算の対象となる人>

- ・相続や遺贈により財産を取得した人
- ・生命保険や死亡退職金などのみなし相続財産の受取人
 - → 法定相続人であるか否かではなく、実際に何らかの相続財産を取得したかどうかで判断されます。
 - → 逆に上記にあたらない者が受けていた生前贈与財産は加算の対象外となります。 例えば遺贈等を受けない孫への贈与であれば、生前の贈与加算の対象外です。

<令和5年度税制改正の内容>

改正により、相続開始前3年以内の贈与は少額なものも含めて全て相続財産に加算されますが、相続開始前4年~7年の間の贈与は合計額から100万円を控除した額を相続財産に加算することとなります。1年あたり100万円の控除ではないことに注意が必要です。

相続財産加算額 = 3年以内贈与 + $(4\sim7$ 年以内贈与合計 - 100万)

<施行時期>

令和6年1月1日以降の贈与分についてより適用されます。

そのため、3年以上前の贈与について加算が開始されるのは、令和9年(2027年)1月1日以降の相続からとなると考えられます。

- ・令和10年1月1日の相続→4年前の贈与まで相続財産に加算
- ・ 令和 11 年 1 月 1 日の相続→5 年前の贈与まで相続財産に加算
- ・令和 12 年 1 月 1 日の相続→6 年前の贈与まで相続財産に加算
- ・令和 13 年 1 月 1 日の相続→7 年前の贈与まで相続財産に加算

生前贈与加算期間は長くなりますが、引き続き暦年贈与対策の実施をお勧めします。 特に生前贈与加算の対象者とならない、孫や相続人の配偶者等への贈与は引き続き有効です。